

東京トイレ防災マスタープラン

Tokyo Disaster Prevention Master Plan for Toilets

東京トイレ防災マスターplan

令和7年3月

東京都

目次

I.	はじめに.....	1
1.	プランの目的.....	1
2.	プランの位置付け.....	1
3.	本プランの対象.....	2
II.	現状と課題.....	4
1.	災害時のトイレの被害.....	4
(1)	過去の災害から見るトイレ被害.....	4
(2)	水洗トイレが使用不能となる主な原因.....	7
2.	東京都における各エリア、フェーズの被害の想定	8
(1)	避難所（避難所避難者対策）	8
(2)	避難場所（緊急的な避難者への対策）	9
(3)	在宅避難・自主避難先（在宅避難者等対策）	10
(4)	外出先（帰宅困難者対策）	11
3.	フェーズに応じた主な災害用トイレの使用可否	12
4.	東京の災害用トイレの過不足状況について	13
5.	災害用トイレの適正配備について.....	14
6.	施設の耐震化の状況等.....	15
7.	災害時のし尿処理体制.....	16
8.	災害用トイレの質の確保.....	16
9.	災害用トイレの運用について.....	16
10.	自助・共助の推進について.....	17
III.	基本方針.....	17
1.	災害時に必要なトイレを適切な場所に十分な数量確保する	17
2.	災害時に誰もが快適で衛生的な質の高いトイレを利用する環境を整備する	17

IV. 対策	18
1. 対策の方向性	18
2. 到達目標	18
3. 予防フェーズにおける対策	20
(1) 災害用トイレの確保	20
(2) 災害用トイレの質の向上	22
(3) 災害用トイレの運用体制の構築	22
(4) ライフライン被害の対策	24
(5) 自助の推進	25
(6) 共助の推進	25
(7) マンション防災の推進	26
4. 応急フェーズにおける対策（発災後72時間以内）	28
(1) 災害用トイレの確保	28
(2) 災害用トイレの質の向上	29
(3) 災害用トイレの運用体制の構築	29
(4) ライフライン被害への対策	32
(5) 自助の推進	32
(6) 共助の推進	32
(7) マンション防災の推進	32
5. 復旧フェーズにおける対策（発災後1週間目途）	34
(1) 災害用トイレの確保	34
(2) 災害用トイレの質の向上	34
(3) 災害用トイレの運用体制の構築	34
(4) ライフライン被害の軽減	35
V. 区市町村における災害時のトイレ確保・管理計画の指針	36
1. 本指針の位置付け	36
2. 災害時のトイレ確保・管理計画を策定する上でのポイント	37
(1) 「I. はじめに」	37
(2) 「II. 現状と課題」	39

(3) 「III. 災害時のトイレ確保・管理方針」 42

(4) 「IV. 計画の進捗管理等」 45

VI. プランの進捗管理等 47

「東京トイレ防災マスターplan」策定に当たって

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震などの大規模地震では、水洗トイレが長期間使用できず、衛生環境が悪化しました。感染症の拡大や健康被害、更には災害関連死にもつながっています。トイレに関する問題は繰り返し発生しており、被災者の命と健康、活力を守る上で、深刻な課題です。
- 首都直下地震をはじめとする大規模災害は、いつ起こるとも知れません。とりわけ、多数の被災者が予想される東京では、トイレ対策は待ったなしです。適切な場所に十分な数量を確保し、多様な視点に配慮した快適で清潔なトイレを提供できるようにしていくかなければなりません。
- 今般、「東京トイレ防災マスターplan」を策定しました。厳しい状況を直視した上で、各種トイレの特性やフェーズに応じた活用などについて整理しています。地域の実情を踏まえた災害用トイレの適正配備と、十分な数量の確保を図っていきます。また、快適なトイレ環境を維持するには、運用体制が極めて重要となるため、運用ルールや点検方法に関するアセスメントを実施します。
- 東京都は、このプランを東京全体におけるトイレ環境の整備指針とし、区市町村と連携した取組を進めます。都民の皆様の災害時の負担と不安を少しでも減らし、健康を守り、明日への活力を養うために、全力を尽くしてまいります。



令和7（2025）年3月

東京都知事

子下四把一九

I. はじめに

1. プランの目的

- 首都直下地震等による東京の被害想定では、ライフラインや交通インフラなどの被害シナリオを定性的に評価した結果、水洗トイレの機能が停止することで、避難所等のトイレに被災者が殺到し、衛生環境が悪化する可能性を想定している。不衛生なトイレの使用等は、感染症のまん延やトイレや食事等を控えることによる健康障害、災害関連死、治安の悪化等につながる。
- 本プランは、東京都地域防災計画の関連計画として策定し、発災時に、全ての被災者の安全で質の高い生活環境の確保・日常生活の早期回復を実現するため、東京における災害時のトイレ環境の向上を図り、「とぎれないトイレ～いつでも、どこでも、安心に～」を実現する。
- このため、自助・共助・公助の連携による様々な方策を展開し、災害時に対応できるトイレを確保する。
- また、地域防災計画 震災編における減災目標である「災害時トイレ空白エリアの解消」（2030年度（令和12年度）まで）の達成に向け対策を進める。
- 都は、災害時のトイレに関する様々な課題に組織的に対応するため、上下水道、使用済み携帯トイレ等・し尿の処理、環境衛生、福祉、教育、都市開発、各都立施設の管理等の関係部局の役割分担を明確にするとともに、総合調整を行う担当を定める。総合調整部門は、災害時に備えた対策の推進及び発災時のトイレの確保・管理、衛生の向上に関する取組の総合調整を行う。
- 本プランは東京都の災害時のトイレ対策について、全体方針を示すために策定する。関係部局は、本計画に基づき速やかに実行計画へ展開するものとする。
- なお、減災目標の確実な達成のため、長期的な視点から今後一層具体化を図るべき取組として、専門家・区市町村・都各局等で構成するワーキンググループを実施した。

2. プランの位置付け

- 本プランは、地域防災計画に基づく都内の災害用トイレの整備状況及び被害想定を踏まえ、必要な対策を具体的に定めるものとする。
- 本プランにおける被害想定は、トイレ環境悪化の主な要因であるライフラインの被害が最大となる地震とする。
- 区市町村が災害時のトイレ確保・管理計画を策定するための指針として、本プランを位置付けるものとする。

3. 本プランの対象

- 対象となる災害は、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）を基に、各地域で被害の大きい震災発生時を想定
- ライフライン被害の推移等を踏まえ、予防・応急・復旧の各フェーズに分けた対策実施を図る。
- 災害用トイレとは、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ、災害対応型常設トイレ等、ライフライン被害があった際にも利用できるトイレとする。

※災害対応型常設トイレ

- ・上水の断水時や停電時に、代替水（学校のプール、雨水貯留、非常災害用井戸等）により水洗機能を利用できるもの
- ・下水道等の被災時に、し尿を貯留する形態に切り替えて使用するもの
- なお、災害用トイレの確保・整備に当たっては、トイレの質の向上及び都内区市町村の相互支援時の利便性向上等を図るため、資料編「2. 災害時に利用できるトイレの種類・特徴」における考慮すべき仕様を満たすものが望ましい。
- 避難所、避難場所、自宅、外出先について、エリアの特性に応じて想定される被害の状況を考慮、確保を進めるべきトイレの種類、運用を踏まえた対策が必要

■各施設やエリアにおける災害用トイレの現在の状況

➤ 避難所（避難所避難者対策）

- ・主に避難所のトイレを利用。その他、必要に応じて近隣で災害用トイレの利用が想定されている。
- ・避難所には、携帯トイレ、簡易トイレのほか、組立式の仮設トイレ、マンホールトイレ等が備蓄されている。

➤ 避難場所（緊急的な避難者への対策）

- ・避難場所となる都立公園、区市町村立公園等には、公衆トイレや貯留型のマンホールトイレ等が設置されている。

➤ 在宅避難・自主避難先（在宅避難者等対策）

- ・住宅等の水洗トイレが使えなくなった場合、携帯トイレ、簡易トイレでの応急的対応が見込まれる。
- ・なお、都内各世帯の携帯トイレの備蓄率は、3日分以上が18.0%、一つ以上が33.1%（参照：令和5年度実施「防災に関する都民の意識調査」）

➤ 外出先（帰宅困難者対策）

- ・一時滞在施設においては、携帯トイレ、簡易トイレ等が備蓄されている。
- ・災害時帰宅支援ステーションにおいては、利用可能な水洗トイレ等の貸出しを行う。

➤ **その他公的施設**

- ・避難所・避難場所に指定されていない公的屋内施設のうち、発災時にトイレが不足し地域住民等から要請があった場合に、トイレを開放することを見込む施設（区市町村の文教施設、福祉施設等）

➤ **公道**

- ・指定箇所等において、歩道等の下水道管路に接続するマンホールに上屋（便器及びパネル等）を設置し、マンホールトイレとして利用

II. 現状と課題

1. 災害時のトイレの被害

(1) 過去の災害から見るトイレ被害

「阪神・淡路大震災」、「東日本大震災」や「能登半島地震」などの大規模災害時には、断水や停電、給排水管の損壊、し尿処理施設の被災により、多くの地域において水洗トイレが使用できなくなった。また、水洗トイレの代替として用いられる従来タイプの仮設トイレは和式が多く、手狭で薄暗い、段差があるなど、女性や高齢者、障害者、子供にとつて使いにくいものであった。

ひとたび災害が発生し、上記のように水洗トイレが機能しなくなると、排せつ物の処理が滞り、排せつ物に付着する細菌によって、感染症や害虫の発生が引き起こされる。

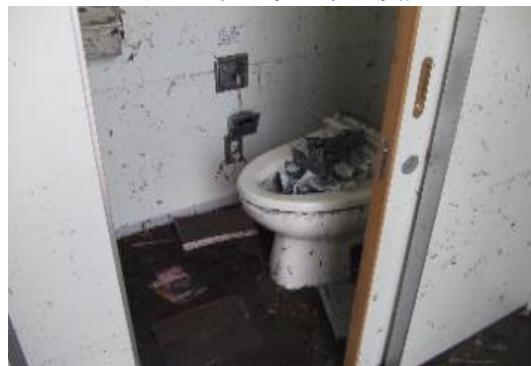
また、避難所等において、トイレが不衛生であるために不快な思いをする避難者が増え、その上、トイレも使いづらいものであると、使用をちゅうちょし排せつを我慢すること、水分や食料摂取を控えることにつながり、避難者においては栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等の健康被害を引き起こすおそれがある。過去の災害では、これが重度化し死に至る、いわゆる「災害関連死」を引き起こす事例もあった。

（参考：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」）

平成7年 阪神・淡路大震災



平成23年 東日本大震災

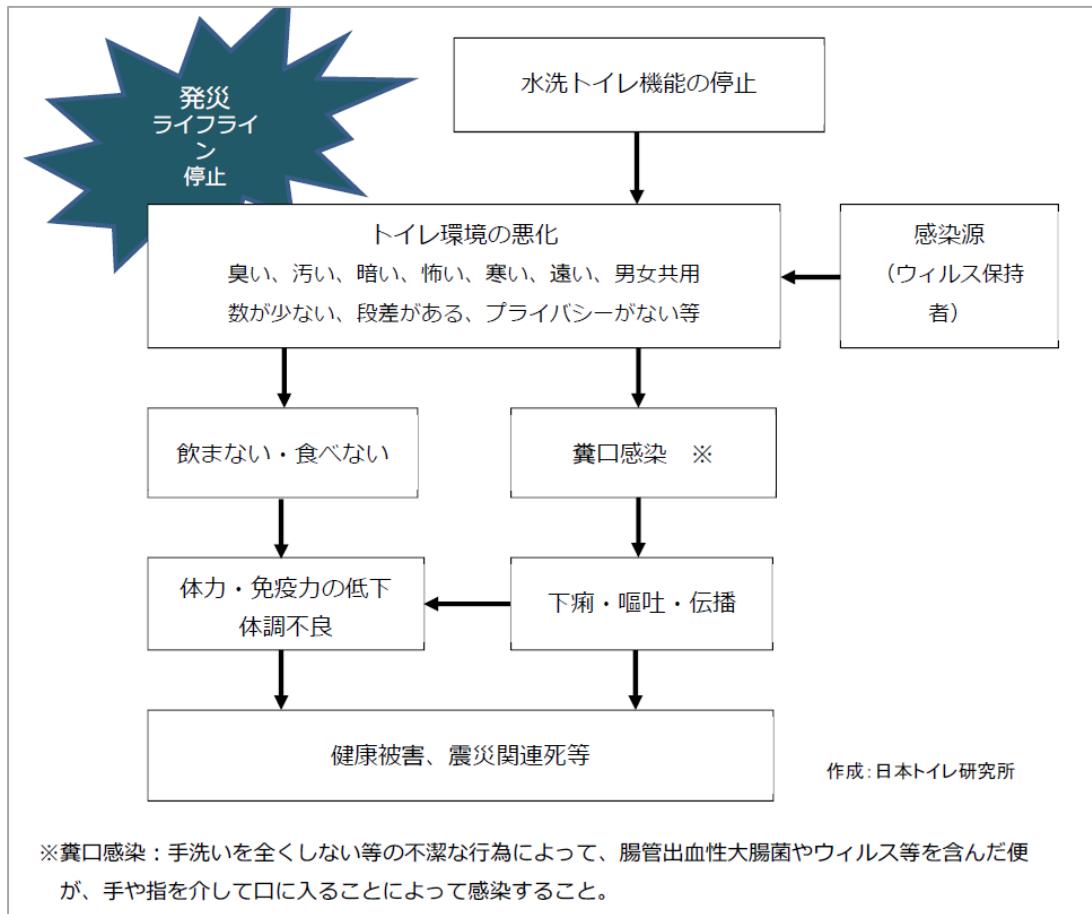


令和6年 能登半島地震



（参考：日本トイレ研究所）

トイレ機能停止の影響



(参考：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」)

過去の震災時の状況

1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月17日発生）

- 道路網の分断や極度の交通渋滞により、他都市等から提供された災害用トイレの設置に手間取った。
- 神戸市内の水洗化率（下水道接続率）が約97%と高く、し尿収集車の保有台数が20台程度であったため、し尿の処理体制が不十分であった。
- 発災直後の市町村の災害対応では、水、食料、毛布、医薬品の確保が優先されたことから、トイレの対応は後回しとなり、避難所に災害用トイレが設置されたのは、早いところでも3日目以降となり、中には11日目に設置されたという事例もあった。

2) 新潟中越地震（平成 16 年 10 月 23 日発生）

- 災害用トイレの数が足りないという苦情が多くあった。
- トイレが不安で、水を飲むことを控えたとする人は、小千谷市で 33.3%、川口町で 13.8% であった。
- 死者 60 人のうち半数近くが関連死といわれており、ストレスや不眠、集団生活による感染症も原因と考えられるが、トイレを我慢したことの一因となっている。

3) 新潟中越沖地震（平成 19 年 7 月 16 日発生）

- 新潟中越地震（平成 16 年 10 月 23 日）で修繕した下水道（管きょやマンホール）は損壊がなく、その時に被害を受けていない下水道の損壊が多かった。
- 発災直後に職員が駆け付け、水洗トイレの利用を禁止し、備蓄してあった簡易トイレ・携帯トイレ、そして消毒液とウェットティッシュの利用を指示したことが効果的であった。

4) 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）

- 発災当初は寒さにより、屋外に設置された災害用トイレの使用は厳しかった。
- トイレの数もし尿収集車も不足していたため、し尿処理式のトイレが多数使用不可能になった。
- 組立トイレとセットで使うテントは、屋外に設置した場合、強風により転倒した例が多数あった。

5) 熊本地震（平成 28 年 4 月 14 日・16 日発生）

- 仮設トイレは和式がほとんどで、段差も有り、高齢者や体の不自由な方には不便で、しゃがむことのできない人が泥だらけの和式の便器に直接座って用を足した例もあった。
- 屋内のトイレが使用禁止となり、体の不自由なお年寄りが屋外の仮設トイレまで歩いて行った例もあった。
- 仮設トイレの不足により行列が発生したほか、管理の問題から、臭いや衛生面での苦情が出た。

6) 能登半島地震（令和 6 年 1 月 1 日発生）

- 初動対応において有効な携帯トイレ、簡易トイレについては、自治体で必要量が備蓄されていない、使用環境が整っていない、使用方法が認知されていない等の課題があった。
- 仮設トイレは和式が多い、狭い、屋外照明がない等、利便性と安全性の観点から課題が見られた。
- 汚物処理を適切に行っておらず、不衛生な環境が生じていた。
- 屋外に設置したトイレ周辺の照明が少なく、夜間の使用における心理的な不安の声があった。
- 女性や妊婦、乳幼児はエコノミークラス症候群の発症リスクが特に高い傾向にあるところ、本災害でもトイレの環境が悪く、水分をとらない妊産婦や高齢女性の事例があった。

(参考：兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き」
徳島県「徳島県災害時快適トイレ計画」
日本トイレ研究所「能登半島地震におけるトイレの課題と対策」
令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ
「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」
内閣府「令和6年能登半島地震における避難所運営の状況」
内閣府「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」)

(2) 水洗トイレが使用不能となる主な原因

水洗トイレは主に上水道、下水道、そして電気に依存しており、これらのいずれかが機能しなくなると、トイレの使用に支障を来す可能性がある。また、その他浄化槽を使用している場合は、浄化槽被害によるトイレ被害の可能性もある。

1) 上水道

地震等により、主に次の要因から断水が生じた場合、トイレに水を流すことができなくなる。

- ・水道施設の損傷による断水
- ・宅地内給水設備（給水装置や受水槽、高置水槽等）の損傷による断水

2) 下水道

下水道は、主に次の要因から使用不可となった場合、トイレを流しても汚水が適切に排出されず、逆流や悪臭の原因となるため、水洗トイレの使用が困難になる。

- ・地震による下水管の破損や接続部の外れ（上流エリアにおいても影響）
- ・大雨、洪水、高潮等による浸水の継続
- ・地震、津波による下水処理施設の機能停止
- ・排水設備の損傷

3) 電力

停電により電力の供給が断たれた際には、主に次の要因から給水不能・浄化不能が発生するため、水洗トイレの使用が困難になる。

- ・上水道施設のポンプが停止し、施設の自家用発電設備や水配によるバックアップもできず断水が生じた場合、トイレに水を流すことができない。
- ・ビル、商業施設、病院、集合住宅などの高層階における給水ポンプの停止により、水をくみ上げることができない。
- ・ビル、商業施設、病院、集合住宅などの汚水槽における排水ポンプの停止により、汚水を排水できない。
- ・浄化槽を使用している場合のプロワーの停止

2. 東京都における各エリア、フェーズの被害の想定

(1) 避難所（避難所避難者対策）

フェーズ	被害想定
発災から 3日	<p><避難者の発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物被害、ライフライン被害、エレベーター被害等により避難所へ被災者が集まり、時間経過とともに避難者が増加 ○帰宅困難者により避難者以外のトイレ利用者が増加 <p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電や断水、排水設備、下水道等の損傷などにより、水洗トイレの利用ができない。 ○燃料が枯渇した場合、非常用電源で機能していた水洗トイレが機能を停止し、利用困難化 ○災害発生当初は、避難所備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ（組立・備蓄）、マンホールトイレや災害対応型常設トイレ等の利用を求められる。 ○災害用トイレの利用と平行し、排水管等の点検を実施 <p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ○人員の不足や配置・動線の問題から、災害用トイレの準備・開設などの初動対応が徹底されず、トイレが不足 ○携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの物資調達を行いトイレの不足に対応 ○物資調達を試みるも、物資の流通機能がまひし、携帯トイレ、仮設トイレ等の不足に対応できない。 <p><災害用トイレの適切な運用が困難></p> <ul style="list-style-type: none"> ○し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取式トイレは早期に利用困難化 ○使用済み携帯トイレ等・し尿（くみ取り）の収集の遅れや、トイレの管理が不十分なことにより、衛生環境が急速に悪化 ○トイレの数の不足により要配慮者等への対応が困難 ○和式の仮設トイレ等の利用を求められ、高齢者や障害者等のトイレ利用困難化
4日～ 1週間	<p><避難者の発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者数が最大となり、トイレ利用者数も増加 ○在宅避難者が携帯トイレ等の備蓄を使い切ることなどを要因に、避難所避難者以外のトイレ利用者が増加 <p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路啓開により、一部地域で、仮設トイレや携帯トイレなどの調達、使用済み携帯トイレ等の回収やし尿収集車、トイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナの利用が可能 <p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ○携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの物資調達、トイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナの利用により、トイレの不足に対応 <p><災害用トイレの適切な運用が困難></p> <ul style="list-style-type: none"> ○し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取式トイレは早期の利用が困難 ○トイレの数の不足により要配慮者等への対応が困難 ○和式の仮設トイレ等の利用を求められ、高齢者や障害者等のトイレ利用が困難

フェーズ	被害想定
1週間～ 2週間	<p><避難者の発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの一部の回復により、避難者数が減少 ○在宅避難者が携帯トイレ等の備蓄を使い切ることなどを要因に、避難所避難者以外のトイレ利用者が増加 <p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインが回復した避難所では水洗トイレが利用できるようになり、携帯トイレや仮設トイレの利用減少 ○断水が続く地域等では、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの利用を継続 ○断水が続く地域等にトイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナ等を移設
2週間～ 1か月	<p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○1か月後にはライフラインの回復により、多くの水洗トイレが利用可能 ○携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの利用が減少し、撤去等を実施 ○引き続き災害用トイレを利用する場合、質の低いものは利用者から苦情や不満が発生

(2) 避難場所（緊急的な避難者への対策）

フェーズ	被害想定
発災から 3日	<p><避難者の発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○火災の発生や建物倒壊などにより、被災者が殺到し、避難場所の運営等が混乱するおそれがある。 ○時間経過とともに、緊急的な避難者は減少 <p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、水洗トイレの利用ができない。 ○災害対応型常設トイレや貯留型のマンホールトイレ（貯留式）、携帯トイレ等の利用を求められる。 <p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ○人員の不足や配置・動線の問題から、災害用トイレの準備・開設などの初動対応が徹底されず、トイレが不足 ○物資調達を試みるも、物資の流通機能がまひし、携帯トイレ、仮設トイレ等の不足に対応できない。 <p><災害用トイレの適切な運用が困難></p> <ul style="list-style-type: none"> ○し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取式トイレは早期の利用が困難 ○トイレの管理等が適切に行われないことや、ごみ・し尿処理収集の遅れ等により、衛生環境・衛生状態が急速に悪化
4日～ 1週間	<p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路啓開により、一部地域で、仮設トイレや携帯トイレなどの調達、し尿処理（くみ取り）、トイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナの利用が可能 <p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの調達、トイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナの利用により、トイレの不足に対応

フェーズ	被害想定
	<p><災害用トイレの適切な運用が困難></p> <ul style="list-style-type: none"> ○バキュームカーの台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取式トイレは早期の利用が困難
1週間～ 2週間	<p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの一部の回復により、水洗トイレの一部が利用可能 ○下水利用が困難な地域では災害対応型常設トイレや貯留型のマンホールトイレの利用を継続 ○断水が続く地域等にトイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナ等を移設 ○在宅避難者が携帯トイレ等の備蓄を使い切ることなどを要因に、トイレ利用者が増加

(3) 在宅避難・自主避難先（在宅避難者等対策）

フェーズ	被害想定
発災から 3日	<p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、水洗トイレの利用ができない。 ○特に、集合住宅では、各住戸の排水管がつながっているため、災害発生時は排水トラブルを回避するため、携帯トイレや簡易トイレの利用が求められる。 ○マンション等の集合住宅で備蓄等の対策を行っている場合、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等を利用 ○災害用トイレの利用と平行し、排水管等の点検を実施
	<p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭内備蓄が足りておらず、携帯トイレ等が不足
	<p><災害用トイレの適切な運用が困難></p> <ul style="list-style-type: none"> ○備蓄がない場合、避難所や公衆トイレの利用が求められる。 ○公衆トイレ等が大小便で満杯になるなど、衛生状態が悪化 ○周辺トイレの利用を試みるが、アクセスが困難 ○マンション等の集合住宅の中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合は在宅避難が困難 ○トイレが利用できない期間が長期化した場合、備蓄していた携帯・簡易トイレが枯渇し、在宅避難が困難 ○ライフライン被害等により、時間の経過とともに在宅避難が困難化し、避難所への避難者が増加
4日～ 1週間	<p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ○3日分の携帯・簡易トイレの備蓄の枯渇により、ライフラインが復旧していない住宅等での避難が困難 ○事業者の不足等により、住宅等の断水、排水管の損傷等の修理が困難
1週間以降	<p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ○携帯・簡易トイレの備蓄の枯渇により、ライフラインが復旧していない住宅等での避難が困難 ○事業者の不足等により、住宅等の断水、排水管の損傷等の修理が困難

(4) 外出先（帰宅困難者対策）

フェーズ	被害想定
発災から 3日	<p><帰宅困難者の発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路や公共交通機関の復旧が長期化する地域では、勤務先、通学先や一時滞在施設での滞在期間が長期化 <p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、職場・学校等の一時滞在施設・帰宅困難支援ステーション（公共施設やコンビニ等）の水洗トイレが利用できない。 ○一時滞在先において、携帯トイレや簡易トイレ等の利用が求められる。 ○避難所を兼ねた一時滞在施設では、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ（組立・備蓄）、マンホールトイレや災害対応型常設トイレ等の利用を求められる。
4日～ 1週間	<p><帰宅困難者の発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定しているが、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、とどまっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。 <p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅のトイレの被害状況によっては、周辺の公共トイレ等に利用者が集中する可能性がある。 ○駅周辺での野外排せつ及び公衆トイレ等が大小便で満杯になり、衛生状態が悪化

3. フェーズに応じた主な災害用トイレの使用可否

主なトイレ の種類	発災 ～3日間	4日～ 1週間	1週間～ 2週間	2週間～ 1か月	1か月～
想定	道路閉塞 し尿処理困難 開設準備	道路啓開 し尿処理の 開始	ライフライン 一部回復	多くの地域で ライフライン回復	ほぼ全地域で ライフライン回復
携帯トイレ 簡易トイレ	◎	◎	○	○	○
仮設トイレ (組立・備蓄)	○	◎	○	○	○
仮設トイレ (調達)		○	○	○	○
マンホール トイレ	○	○	○	○	○
自己処理型 トイレ	○	○	○	○	○
トイレカー トイレトレーラー トイレコンテナ		○	○	○	○
災害対応型 常設トイレ	○	○	○	○	○

※ ◎主に使用、○状況に応じて使用

発災～3日間	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は、帰宅困難者等によりトイレ需要が増加するため、利用できるトイレ全てを活用 ライフラインが復旧していない状況でも使用可能な携帯トイレ・簡易トイレを主に利用 道路閉塞により運搬が必要なトイレや、し尿処理が必要なトイレは利用困難 マンホールトイレ等は開設が必要
4日～1週間	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開により、一部地域でトイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナや仮設トイレなどの調達、し尿処理が可能になる。
1週間～2週間	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインが一部回復し、水洗トイレが復旧し始め、携帯・簡易トイレの利用が減少 トイレコンテナ等に給排水の仮設配管工事を行うことで使用・維持管理状況を改善
2週間～1か月	<ul style="list-style-type: none"> 避難の長期化により避難者ニーズが多様化し、質の高いトイレを優先的に利用
1か月～	<ul style="list-style-type: none"> 全地域でライフラインが回復。被害の残る一部施設等では、引き続き災害用トイレを利用

※ 各トイレの特徴の詳細は資料編「2. 災害時に利用できるトイレの種類・特徴」を参照

4. 東京の災害用トイレの過不足状況について

想定されるライフライン等の被害を踏まえ、復旧までの間を乗り切るため、十分な量の災害用トイレを確保する必要がある。

■確保基数

- ・ 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合（1 週間以降）には、避難者約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
- ・ なお、女性用と男性用の割合を 3 : 1 とすることが目安とされている。

（参考：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」）

区市町村及び都関係部局において、確保している災害用トイレに対する調査の結果、「都心南部直下地震（冬・夕方、風速 8 m/s）」を対象とし分析した結果、区部では発災後 1 週間以内（50 人 / 1 基）で最大 54,098 基、1 週間以降（20 人 / 1 基）で最大 138,021 基のトイレの不足が想定される。また、多摩部では発災後 1 週間以内で最大 3,194 基、1 週間以降で最大 3,942 基のトイレの不足が想定される。

島別に建物被害の大きい地震を対象とし分析した結果、建物内常設トイレ・公衆トイレ内常設トイレ等について、大島町、新島村新島、小笠原村父島・母島では、津波浸水想定区域内にある施設があり、津波の影響により、トイレの確保可能基数が減少することが想定される。しかし、トイレの必要確保基数と、町村におけるトイレの確保可能基数を比較すると、津波の影響の有無にかかわらず、島しょ部においては、充足している状況が伺える。

※ 分析の詳細は資料編「3. 都内の災害用トイレの状況」を参照

都心南部直下地震などでは、区部や多摩部でのトイレ不足が想定される中、参考として、本プランの策定に際して実施したワーキンググループを構成する区市の状況をみると、災害用トイレを確保する取組として、避難所となる学校施設の建て替えに合わせて、災害対応型常設トイレやマンホールトイレを新たに整備している。加えて、発災直後の緊急的な対応を可能とする携帯トイレの備蓄を増やし、建物内常設トイレを活用していくという方向性がみられる。

また、発災時には、これまでに区市で整備してきたマンホールトイレについては、避難所等運営者の協力を得ながら設置していくとともに、その他、仮設トイレ（組立・備蓄／調達）などにより、不足するトイレを確保していくこととしている。

さらに、トイレカーを導入し、全国の地方公共団体で構成する災害派遣トイレネットワークに参加する動きや、災害時トイレ空白エリアにおける公園整備に併せた災害用トイレの整備、一定規模以上の共同住宅の建築に際し、マンホールトイレの整備を条例で定めるといった事例もみられる。

平時からのソフト対策としては、在宅避難も想定しながら、携帯トイレの備蓄や使用方法の普及啓発、マンホールトイレの設置・運用などに関しては、ホームページでの広報とともに、区市や地域での防災訓練、学校イベントの場を活用しながら、普及啓発を行っている事

例が多い。一方で、災害用トイレの質の向上については、課題と捉え、対策を検討、実施しているところである。

※ 取組事例の概要は資料編「4. 参考事例」を参照

5. 災害用トイレの適正配備について

近隣にトイレ施設が不足している状況下で、人々はトイレ利用を控えることで、意図せず深刻な健康リスクに直面する可能性がある。水分摂取や食事を制限することは、脱水症状やエコノミークラス症候群などの重大な健康障害、さらには災害関連死につながる危険性がある。

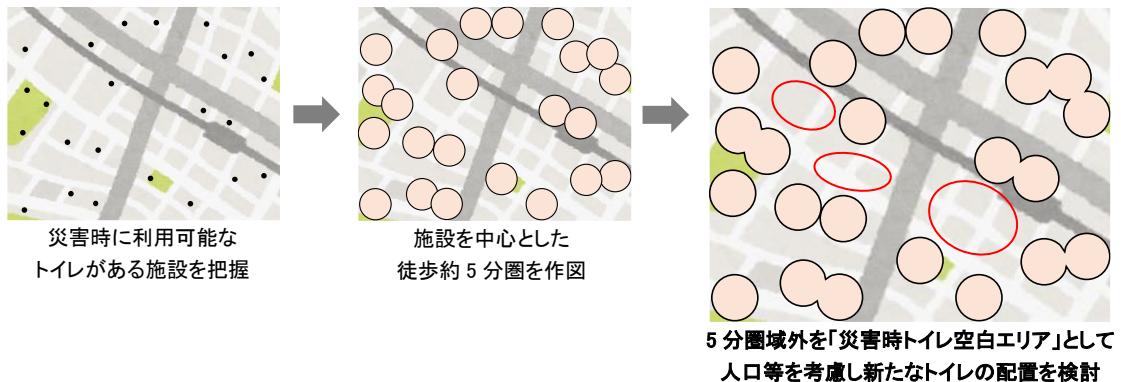
また、食料備蓄等は十分であっても、トイレ利用が困難であるために在宅避難の継続が困難となる家庭が発生する可能性がある。このような状況は、被災者の身体的及び精神的健康に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

なお、日本トイレ研究所が 2024 年（令和 6 年）に実施した「災害時のトイレ衛生に関する意識調査」では、「大地震が発生し、断水により自宅の水洗トイレが使用できなくなった場合、あなたはどうしますか。」という問い合わせに対する回答は「避難所のトイレを利用」が 24.6%、「公園や公衆トイレを利用」が 16.5% となっている。

これらの喫緊の課題に対応するためには、災害時におけるトイレの空白エリアを解消し、人口密度等を考慮した各避施設等のトイレ充足度を向上させる適正な配備が不可欠である。

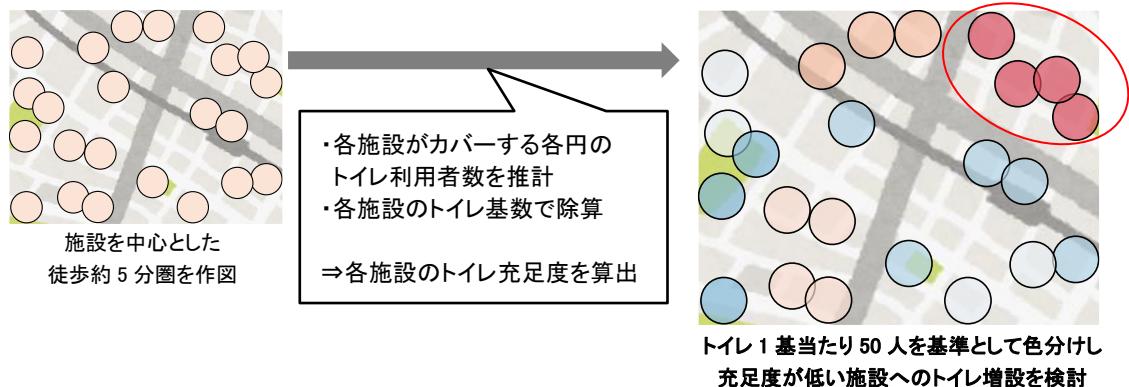
■災害時トイレ空白エリア

- ・災害用トイレを適切な場所に配置する指標として、災害時に使用できるトイレがある施設の徒歩約5分圏（半径250m円）外を災害時トイレ空白エリアとした。



■各施設のトイレ充足度

- ・災害時に使用できるトイレがある施設のトイレ充足度を評価する指標として、施設のトイレを利用することができる想定される利用者数を設置されている災害用トイレの基数で割ることで算出した。これを基に、適切な量のトイレが配置されているかの度合いを可視化した。



※ 詳細は資料編「3. 都内の災害用トイレの状況（1）分析手法」を参照

6. 施設の耐震化の状況等

発災時に、どの施設で被害が発生するかを的確に予測するためには、施設の耐震化状況及び代替水の確保状況について、事前に綿密に把握することが極めて重要である。

具体的には、避難所等の建物の耐震診断結果や給排水設備等の補強状況を踏まえ、地震等によるライフライン損壊のリスクを事前に確認する必要がある。

また、トイレ利用や衛生管理に深刻な影響を与えるため、代替水源の確保は重要な課題となる。学校のプール、雨水貯留、非常災害用井戸等による確保手段の有無やそれらの被災時の機能維持可能性について、事前に包括的な検証を行うことが求められる。

これらの確認・検証により、発災後の迅速な対応と施設機能の維持・回復に向けた効果的な事前準備が可能となる。

7. 災害時のし尿処理体制

発災後、下水道が被害を受け使用不可となった場合や生活用水を確保できない場合等は、水洗トイレの使用を控え、携帯トイレなどのし尿をごみとして保管・回収するタイプもしくは仮設トイレなどのし尿を便槽に貯留するタイプの災害用トイレを使用する必要がある。

これらのトイレの利用に際して発生する、使用済み携帯トイレ等の収集・し尿処理の体制整備について、各区市町村では、各事業者等との協定を活用するなど、被害やし尿のボリュームに応じてし尿収集車やごみ収集車の配車調整を行う。

都においては、区市町村からの要請に基づき、被災していない他自治体や近隣他県、事業者などに対して、し尿収集車等の確保やし尿処理施設での受け入れに向けた広域的な調整・支援要請を実施することとなっている。また、調整・支援可能なし尿収集車や使用済み携帯トイレ等を運ぶ車両の種類や台数を把握するとともに、走行するルートを想定しておくことが必要である。

しかし、道路閉塞による車両の通行が困難になることに加え、区部における車両数の不足などを原因とした、使用済み携帯トイレ等の収集・し尿処理の遅れが懸念される。

8. 災害用トイレの質の確保

避難所等において、災害用トイレの整備が進められているものの、過去に整備されたものから更新されていない、備品が不十分、基數が足りない等の理由から、女性・子供・要配慮者などに対する配慮が足りていない状況が懸念される。

都民の尊厳と健康を守るため、今後整備をするトイレについては、一定程度の質を確保し、また、既存のトイレについても平時に点検を行い必要に応じて質の改善に努める必要がある。

9. 災害用トイレの運用について

避難所や避難場所等のトイレについて、平時の準備不足や協力体制の構築が不十分であると、確保したトイレ設備が十分に活用されない事態を招く可能性がある。特に、過去の災害における避難所運営では、行政職員がトイレ運営の中心を担うことで、他の重要な災害対応業務に人員を十分に配置できないといった課題が顕在化している。

このため、災害用トイレの定期的な点検や、自主防災組織・ボランティア・企業・団体などを対象とした、実践的な訓練を通じて、トイレ運営に関わる人材の育成を継続的に行い、運営体制を構築していくことが重要である。

なお、マンホールトイレやトイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナ等については、発災時の円滑な利用を目指し、運動会やイベントで利用するなど、災害用トイレを平時においても活用することが有効である。

10. 自助・共助の推進について

在宅避難や事業所での避難が困難になり、避難所や避難場所等への避難者が殺到した場合、トイレ機能が不全となることが懸念される。このため、都民・地域・事業者等に対する各種災害用トイレの備蓄や、地域における訓練の実施が重要となる。

また、マンションにおいては、排水設備等の破損により、多数の居住者が水洗トイレの利用困難となることが想定されるため、簡易トイレ等の備蓄や給排水管の点検促進、発災時の給排水管の点検方法の事前確認が必要である。

III. 基本方針

1. 災害時に必要なトイレを適切な場所に十分な数量確保する

災害用トイレの確保に当たっては、トイレの使用を控えることにより発生する、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康障害・災害関連死の発生の防止及び在宅避難の継続のため、災害時トイレ空白エリアの解消及び各施設のトイレ充足度の向上を目指した適正配備を行う。

2. 災害時に誰もが快適で衛生的な質の高いトイレを利用できる環境を整備する

災害用トイレの質、運用ルールや点検方法の明確化により、発災時の避難所等のトイレの環境衛生を維持する。

全ての被災者がストレスなく快適にトイレを利用できるよう、女性・子供・要配慮者など、多様な利用者のニーズに配慮した、快適で質の高いトイレ環境の整備を加速する。

IV. 対策

1. 対策の方向性

都総務局は、関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策を推進する。

災害用トイレの確保	○都内のライフライン被害やそれに伴う避難者等の想定を踏まえ、適正な配置で、必要な量の災害用トイレの整備・備蓄を推進
災害用トイレの質の向上	○全ての被災者に安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復を目指すため、快適なトイレ環境を実現
災害用トイレの運用体制の構築	○確保した災害用トイレを、発災時に迅速に利用開始し、適切に継続利用を行えるよう、運用体制の構築を図る。また、不足地域への再配備や調整を踏まえた対策を実施
ライフライン被害への対策	○発災時のトイレ被害を軽減するため、ライフライン被害の軽減に向けた対策を実施
自助の推進	○住み慣れた自宅等での避難生活を継続するため、都民の災害時のトイレの備えを促進
共助の推進	○地域による備えや、従業員の一斉帰宅の抑制・外部の帰宅困難者を受け入れるための備えを促進
マンション防災の推進	○排水管等の被害により一斉に水洗トイレが不全になるなどのマンション特有の課題に対応

2. 到達目標

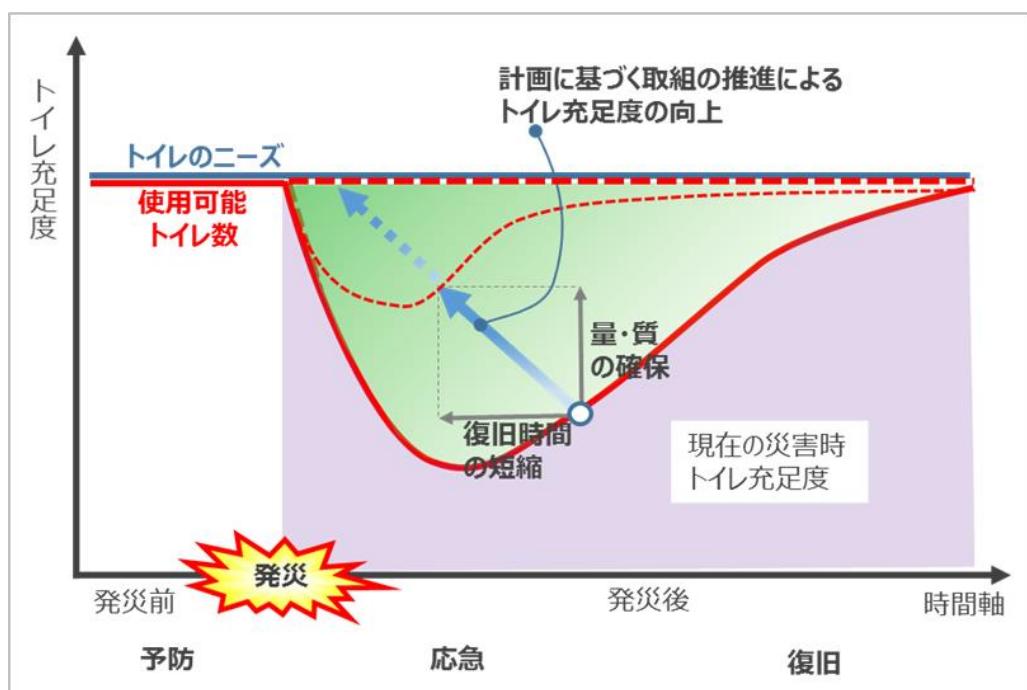
■2030年度（令和12年度）まで

- 全区市町村における災害時トイレ確保・管理計画の策定
- 災害用トイレを保有する全施設におけるアセスメントの実施
- 災害時トイレ空白エリアを解消
- 都民の携帯トイレの備蓄率（3日分）50%

■将来的な到達目標

- 災害用トイレを保有する全施設におけるトイレ充足度の向上
- フェーズに応じた避難者数に対する災害用トイレの不足状況の解消
- 災害用トイレを保有する全施設における質の高いトイレ環境の実現

■計画の実行による効果のイメージ



3. 予防フェーズにおける対策

(1) 災害用トイレの確保

■総務局

- 関係各局や区市町村と連携し、災害時トイレ空白エリアの解消及び各地域の災害時のトイレ充足度の向上のための災害用トイレの整備を推進
- 区市町村のトイレ確保・管理の指針を策定
- 携帯トイレ、簡易トイレ及び仮設トイレの調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ民間事業者等にあらかじめ協力を依頼するとともに、都としても備蓄を推進
- 災害用トイレの備蓄に当たっては、道路被害による運搬困難を想定し、分散備蓄を実施
- 仮設トイレ等の調達に当たっては、快適トイレの仕様を満たす資機材の確保に向け取り組む。
- 都立一時滞在施設の携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄・整備を推進
- 都立施設については、新築・改築・大規模改修等の機会に、携帯トイレや簡易トイレの備蓄・備蓄倉庫の整備、マンホールトイレの整備、常設トイレの災害対応化（排水管の耐震化等）の実施を推進
- 被害想定では、約2万2千台のエレベーターが閉じ込めにつながり得ると想定されているため、閉じ込めが発生しても安心して救出救助を待つことができるよう、水・食料と併せて簡易トイレ付エレベーター防災キャビネットのエレベーター内への設置を推進

■教育庁

- 避難所となる公立学校のトイレ洋式化及びバリアフリートイレの整備、マンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援し、避難所機能を向上
- 新築・改築・大規模改修等の機会を捉え、備蓄倉庫の整備、マンホールトイレの整備、常設トイレの災害対応化等を推進
- 区市町村の要請に応じて、災害用トイレの環境整備を支援

■建設局

- 避難場所に指定されている都立公園において、トイレの新築・改築等に合わせたマンホールトイレ等の更なる確保
- マンホールトイレ等の衛生環境確保のための防災用井戸等による水洗用水の確保
- 発災直後の避難者対応のための、携帯トイレ、簡易トイレの備蓄
- 区市町村と連携したマンホールトイレの洋式化の推進

■港湾局

- 避難場所に指定されている海上公園において、災害対応型常設トイレの整備
- 発災直後の避難者対応のための、携帯トイレ、簡易トイレの備蓄

■下水道局

- 区の要望箇所について、マンホールトイレとして利用可能なマンホールを指定できるように、下水道管の耐震化を推進

■区市町村

- 区市町村がトイレ確保・運用の主体となることを踏まえ、避難所、避難場所及びその他公的施設等の災害用トイレの備蓄・整備について必要数を算定するとともに計画を策定し、災害用トイレの確保を推進する。避難場所における発災直後の緊急的な避難者の急増及び発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、避難場所への携帯トイレ、簡易トイレの備蓄を推進
- 発災直後の避難所には、在宅避難者や帰宅困難者などの避難者以外のトイレ利用者が発生することも踏まえ備蓄・整備
- 災害発生当初は、発災直後から1週間までを避難者約50人当たり1基、それ以降を避難者約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。このうち、バリアフリートイレは、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限り収集を要しない災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ等）を備蓄・整備
- 発災後3日目までは、携帯トイレ等を含む物資輸送が困難な状況が予想されることから、可能な限り各避難所等における備蓄を推進
- 在宅避難者等が屋外の公共トイレを利用する可能性を踏まえ、各エリアにおける災害用トイレの適正配置を推進
- 一時滞在施設の携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄・整備を推進
- 緊急防災・減災事業債等を活用し各種トイレの整備を迅速に実施
- 災害用トイレの備蓄に当たっては、道路被害による運搬困難を想定し、分散備蓄を実施
- 仮設トイレ等の調達に当たっては、快適トイレの仕様を満たす資機材の確保に向け取り組む

(2) 災害用トイレの質の向上

■福祉局・保健医療局・総務局

- 災害用トイレの備蓄・設置、発災時の運用について、配慮が必要な事項を避難所・避難場所等を運営する区市町村へ周知
 - (具体的な配慮事項)
 - 利用、清掃、し尿処理に必要な備品、使用ルール、維持管理の仕組み
 - 安全性、設置場所、男女・共用のレイアウト、トイレ内外の照明、上屋の堅ろうさ・転倒防止、防犯ブザーの設置、容易に開かない施錠機能、バリアフリー
 - 男女別を原則としつつ、女性・性的マイノリティに配慮したトイレ、男女共用トイレ等の確保
 - 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、子供、妊産婦、外国人など要配慮者への配慮事項

(参考：災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート)

■教育庁

- 都立学校におけるトイレの洋式化、バリアフリートイレの整備も含めた施設のバリアフリー化の推進

■保健医療局

- トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組（研修や訓練等）を推進

■各局等

- 都立施設におけるトイレの洋式化

■区市町村

- 避難所・避難場所等において、災害用トイレの備蓄・設置、発災時の運用について、配慮が必要な事項を考慮した備えを実施

(3) 災害用トイレの運用体制の構築

■総務局

- 区市町村における災害用トイレの適切な運営及び維持管理を支援するため、標準的な管理運営指針及びアセスメントシートを策定し、これらを通じて適切なトイレ環境の整備に向けた統一的な基準を提示
- 災害時に利用できるトイレをマップ化し、都民等へ情報発信

■環境局

- 使用済み携帯トイレ等の収集・し尿処理の体制整備
- 使用済み携帯トイレ等の出し方の提示
- し尿収集車の保有状況の把握及び必要台数の算定
- し尿搬送先や搬送ルート等について地域内外の連携体制の構築
- 区市町村等と連携して取り組む災害廃棄物対策に係る研修・訓練において、し尿の収集運搬・処理能力向上を促進

■教育庁

- 避難所に指定されている都立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、区市町村職員との役割分担について協議の上、災害用トイレの運用に関する教職員の役割分担、初動体制等を学校危機管理計画にまとめ、策定する。
- 都立学校において、児童・生徒等に対し、携帯トイレの使用方法や災害用トイレ等の開設について使い方の周知や訓練を通じて、利用方法を理解させる。また、運動会等のイベント時にマンホールトイレ等を開設・利用するなど、災害用トイレの平時における活用を検討する。

■区市町村

- 各施設等における災害用トイレについて、運用及び管理に関する責任者を明確化した上、開設訓練及び運営マニュアルの策定等を実施し、適切な運用体制を確保
- 各施設等における災害用トイレについて、定期的な点検及び質的な改善等を実施し、備蓄等の維持管理を実施
- 訓練や研修を通じた防災士や防災ボランティアなどの災害用トイレの運用・維持管理者の育成
- 災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練・研修等）を実施
- 収集運搬及び処理に係る事業者等との協定締結等によりし尿処理の実効性を確保するとともに、各区市町村等が策定する災害廃棄物処理計画や各種マニュアルにおいて、し尿処理に係る運用体制等の確保に向けた実施細目等の整備、演習・訓練等を行う。
- 衛生環境確保のために必要な、学校のプール、雨水貯留、非常災害用井戸等による水洗用水の確保を速やかに実施できるよう体制を確保
- 区市町村立学校等において、児童生徒等に対し、防災教育として携帯トイレの使用方法や災害用トイレ等の開設について周知・訓練を実施する。また、運動会等のイベント時にマンホールトイレ等を開設・利用するなど、災害用トイレの平時における活用を推進する。
- 公道上にマンホールトイレ等を設置する場合の道路使用許可などの手続を事前整理

■建設局

- 区市町村と連携した避難場所における災害用トイレの運用体制強化
- 避難場所に隣接している避難所と連携した災害用トイレの運用

■各機関

- 災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施

(4) ライフライン被害の対策

■水道局

- 水道施設の耐震化（浄水施設の耐震化、配水管の耐震継手化等）とバックアップ機能の強化（送水管のネットワーク化等）を図るとともに、大規模停電時にも安定給水を確保できるよう自家用発電設備の新設・増強等を推進 など

■下水道局

- 下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて、対象を拡大し、対策を推進
- 特に、避難場所・避難所、一時滞在施設、災害復旧拠点、災害拠点連携病院等の下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施
- 避難所からの排水を受け入れる下水道管の耐震化について、市町村の対策を支援
- 宅地内の排水管の点検及び被災時における相談先について、排水設備防災ハンドブックにて周知
- 区市町村が収集・運搬するし尿の受入体制（下水道施設（水再生センター（区市町村）及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設などへの搬入体制）について拡充
- マンホールの浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進
- 水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進
- 停電時などの非常時においても下水道機能を維持できるよう、非常用発電設備を整備
- 発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保し、ネットワーク化を推進
- 大都市間の相互応援体制の構築
- 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実
- 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携及び体制の構築
- 災害復旧用資機材の整備 など

■都、区市町村、関係機関（電力対策）

- 都、区市町村及び災害応急対策に係る機関は、災害時に公共施設、拠点施設や避難所等の機能を維持するために、非常用電源の導入や LP ガスの活用等必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める など

(5) 自助の推進

■総務局

- 各種冊子・パンフレット、普及イベント、Webサイト「東京備蓄ナビ」、その他広報等の普及啓発による都民の携帯トイレ及び簡易トイレ等の日常備蓄の取組を促進

■教育庁

- 都立学校における児童・生徒等への携帯トイレ等の備蓄・利用方法の啓発

■区市町村

- 普及啓発による都民の携帯トイレ及び簡易トイレ等の日常備蓄の取組を促進
- 災害用トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

■都民

- 最低3日間分の携帯トイレ・簡易トイレの日常備蓄の実施（推奨1週間分）
- 家庭においては、水道の復旧には時間要するので、平素から水のくみ置き等により生活用水の確保に努める。
- 自宅の下水道・浄化槽の点検方法や携帯トイレ・簡易トイレの利用方法の把握、避難所等のトイレの使用ルールや手指衛生について理解しておく。

(6) 共助の推進

■総務局

- 都や区市町村の一時滞在施設における携帯トイレ及び簡易トイレの確保の支援
- 民間一時滞在施設における携帯トイレ及び簡易トイレの確保の支援
- 各主体における3日分を目安とした携帯トイレ及び簡易トイレの確保について、備蓄を推進
- 都立施設やコンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等の災害時帰宅支援ステーションによるトイレの提供の推進
- 避難場所や帰宅困難者対応等における災害用トイレの確保について、民間施設や駅周辺の商業施設などの活用を検討

■都市整備局

- 都市開発の機会を捉え、都市開発諸制度等を活用し、開発事業者によるマンホールトイレの設置等を含む防災対策を促進

■区市町村

- 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施
- 避難場所や帰宅困難者対応等における災害用トイレの確保について、民間施設や駅周辺の商業施設などの活用を検討

■自主防災組織等

- 携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄

■事業者

- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するため、携帯トイレ、簡易トイレ等を3日分を目安として備蓄しておく必要がある。
- 携帯トイレ及び簡易トイレ等に関して、従業員や顧客等の外来者が混乱することなく使用・維持管理するためのマニュアルを作成するとともに、訓練や研修を実施
- 施設のトイレ機能を確認するための自主点検方法を確認
- 震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討
- 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討
- 備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所について考慮
- 事業所においては、水道の復旧には時間要するので、平素から水のくみ置き等により生活用水の確保に努める。

(7) マンション防災の推進

■住宅政策本部

- トイレの利用再開に向けた点検方法の例や災害用トイレの利用方法などを都内マンションに広く周知
- 東京とどまるマンション（※）に登録しているマンションを対象に、被災時に損傷のおそれが大きい古い排水管の事前点検を開始
- 東京とどまるマンションに登録しているマンションを対象に、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレの上屋などの防災備蓄資器材の購入への補助
- 東京とどまるマンションに登録しているマンションを対象に、非常用電源となる発電機や蓄電池、止水板等の設置への補助

※東京とどまるマンション

災害による停電時でも、自宅での生活を継続しやすいマンションを登録・公表し、普及を図っている。「東京とどまるマンション」に登録している分譲マンションの管

理組合や賃貸マンションの所有者等を対象に、簡易トイレや、エレベーターに設置する防災キャビネットなどの防災備蓄資器材の購入への補助を実施している。

■マンション管理組合

- 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ、簡易トイレの備蓄
- 給排水管の老朽化の点検、発災時の自主点検方法の事前確認
(参考：公益社団法人空気調和・衛生工学会 集合住宅の在宅避難のためのトイレ使用方法検討小委員会「集合住宅の災害時のトイレ使用マニュアル作成手引き」)
- 住民への災害時のトイレ状況、使用方法、備蓄に関する普及啓発
- マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、自治会があれば自治会と連携し、防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力
- 災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施

■マンション居住者

- 排水管等の修理が終了していない場合は、トイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ、簡易トイレの備蓄

4. 応急フェーズにおける対策（発災後72時間以内）

（1）災害用トイレの確保

■都災害対策本部

- 災害用トイレの確保に関する広域的な調整等

■総務局・福祉局

- 区市町村のトイレの備蓄・整備状況の不足に応じて、道路啓開・応急復旧状況等を鑑みながら都の備蓄や協定締結先から携帯トイレ等を調達し、物資を供給

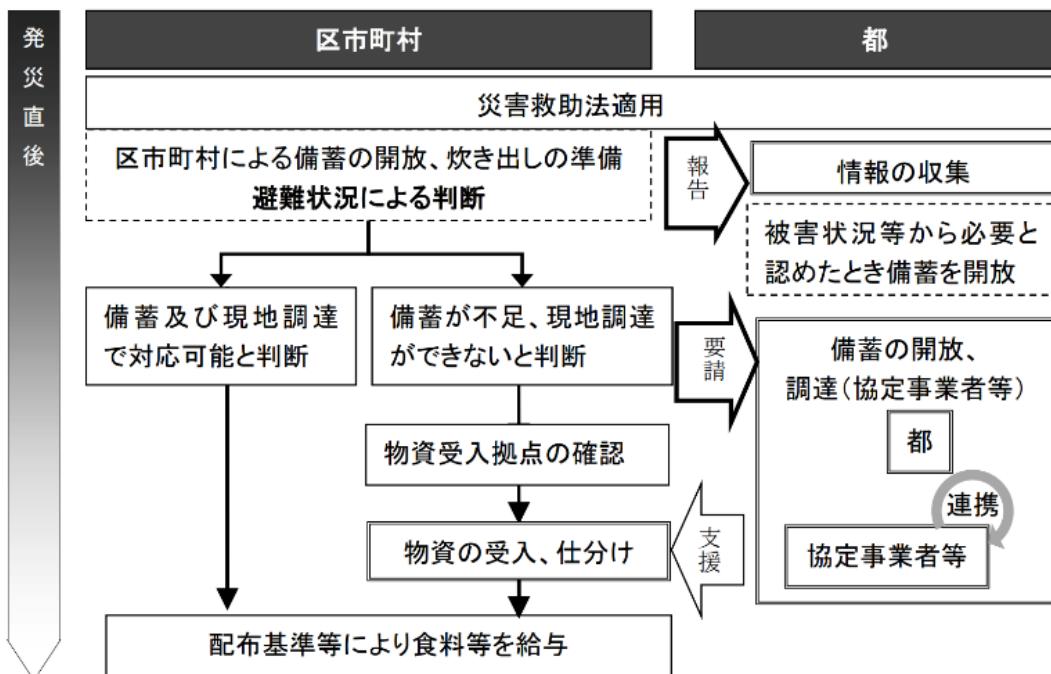
■下水道局

- 区部に整備された公道上のマンホールトイレについて、設置前に連絡を受ける。

■区市町村

- 避難所において、災害発生当初は避難者約50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。なお、バリアフリートイレは、避難者の人数やニーズに合わせて確保する。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ等）を活用し、対応
- 発災後4日目からは、区市町村は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応
- 備蓄分が不足した場合には、区市町村は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保

【避難所における物資供給のスキーム】



■事業者・家庭等

- 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用
- 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用

（2）災害用トイレの質の向上

■区市町村

- 衛生環境が悪化しないよう、各施設内でのトイレの運営者を明確化
- 利用者へトイレの使い方について適切に周知
- 避難場所、避難所及びその他公的施設等における災害用トイレについて、配慮が必要な事項を踏まえ、設置・運営
- 感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保する。

■保健医療局

- 避難所等を開設する市町村（保健所設置市を除く）に対し、避難所等のトイレの衛生管理（清掃や消毒の方法・使用後の手洗い・ごみ保管場所の管理等）について、感染症まん延防止の観点から助言し、衛生環境の維持を支援
- 特別区及び保健所設置市からの要請に応じて派遣対応

■総務局・福祉局

- 清掃用品など、トイレの衛生環境を保つために必要な生活用品が不足した場合、物資の提供を実施

■福祉局

- 要配慮者への対応において、必要な用品が不足した場合、物資の提供を実施

（3）災害用トイレの運用体制の構築

■区市町村

- 地震時に拡大する火災等から緊急的に避難してくる都民のトイレニーズに備え、避難場所に備蓄・整備した災害用トイレを利用できる状態にし、トイレ機能を確保
- 避難者のトイレニーズに備え、避難所運営主体により、備蓄・整備した災害用トイレを避難者等が利用できる状態にし、トイレ機能を確保
- 帰宅困難者や、自宅のトイレが使用できない都民のトイレニーズに備え、その他公的施設に備蓄・整備した災害用トイレを利用できる状態にし、トイレ機能を確保
- 避難所等のトイレの衛生管理（清掃や消毒の方法、使用後の手洗い、ごみの保管場所の管理等）を行い、衛生環境を維持
- 避難所等の給排水設備に関する被災状況を把握

- 関連団体等と連携して、避難所のトイレ環境に関する評価を実施し、必要に応じて改善する。
- 各施設等において衛生環境を維持するため、トイレ利用者が守るべき使用方法等を周知
- トイレ利用者が使い慣れない携帯トイレや簡易トイレは利用方法を適切に周知
- ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知
- 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留、非常災害用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

■保健医療局

- 避難所等を開設する市町村（保健所設置市を除く）に対し、避難所等のトイレの衛生管理（清掃や消毒の方法、使用後の手洗い、ごみ保管場所の管理等）について、感染症まん延防止の観点から助言
- 特別区及び保健所設置市からの要請に応じて派遣対応

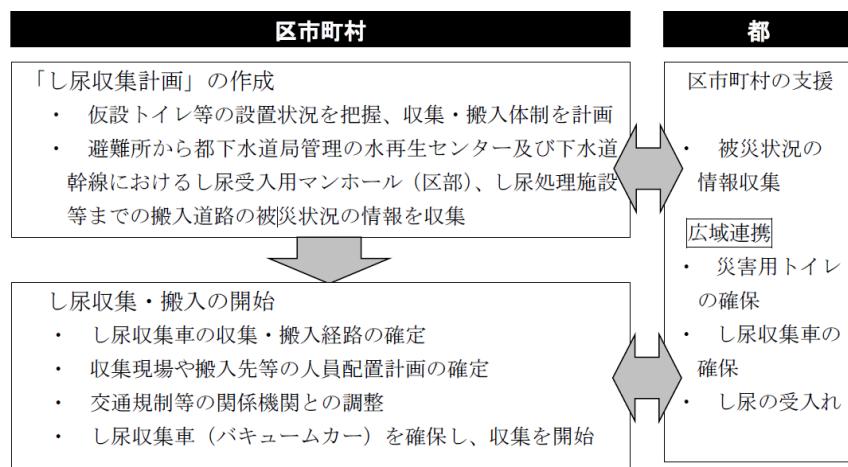
【し尿処理】

■区市町村

- 各避難所等の避難人数や被害状況、くみ取りを要する災害用トイレ、し尿収集車台数、収集場所等の情報を把握した上で、し尿収集計画を策定
- くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を、し尿収集車により収集し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター（区市町村）及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施
- し尿収集車が不足する場合や、処理施設が被災し処理が困難な場合には、協定締結事業者や都に応援を要請
- し尿収集車保有台数は限られており、道路復旧に時間を要する地域も想定されることから、区部では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。

■環境局

- 区市町村からの要請に基づき、被災していない他の自治体や近隣他県、事業者団体などに対して、し尿収集車等の確保やし尿処理施設での受け入れについて、広域的な調整・支援要請を実施
- 不足地域への都の対応（広域連携等）



【使用済み携帯トイレ等】

使用済みの携帯トイレや簡易トイレの便袋。自治体によるが、可燃ごみとして回収することが多い。

■区市町村

- 使用済み携帯トイレ等については、適切な分別の下、生活ごみ・避難所ごみと合わせて収集運搬・処分を実施。特に、都内では、住民の在宅避難による携帯トイレ等の使用が多くなることを踏まえ、それに応じた収集運搬・処分体制を構築
- 各自治体で事前に策定しているマニュアル等に沿って可能な限り主体的に対応
- 避難所等の使用済み携帯トイレ等について、所管区域内の被災状況を把握した上で、発生量の推定算出や集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定
- 可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応

■環境局

- 区市町村から被災状況の報告を受け、要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施（東京都災害廃棄物対策マニュアルに基づき実施）
- 区市町村の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び他府県や関係業界団体への応援要請及び調整を実施
- 区市町村が対応できず住民の生活環境を保つ上で支障が生じ得る場合は、区市町村の支援要請に応じて、災害廃棄物の撤去に対して自衛隊の支援を求める。
- 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による人的支援・人材育成に努める。

■総務局

- 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

(4) ライフライン被害への対策

■水道局

- 水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報を収集
- 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施 など

■下水道局

- 下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集及び関係機関への連絡を実施
- 復旧までの間、道路陥没など二次災害発生のおそれがある場合、応急措置を講じる
- 水再生センター・ポンプ所等におけるポンプ及び各種機械の運転を継続
- 宅地内の排水管の自主点検及び清掃・修理を必要とする際の相談方法について、相談窓口やインターネットを通して広報活動を実施 など

■関係機関（電力対策）

- 情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を実施

(5) 自助の推進

■都民

- 下水道の機能に支障が発生している場合には、家庭における携帯トイレ及び簡易トイレの備蓄を活用
- 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用

(6) 共助の推進

■自主防災組織等

- 携帯トイレ、簡易トイレ等の活用

■事業者

- 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業者における携帯トイレ及び簡易トイレ等の備蓄を活用
- 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用

(7) マンション防災の推進

■マンション管理組合

- 排水管等の修理が終了していない場合は携帯トイレ、簡易トイレを活用

- 給排水管の自己点検
- マンホールトイレ等の災害用トイレの活用

■マンション居住者

- 排水管等の修理が終了していない場合は、備蓄していた携帯トイレ、簡易トイレを活用

5. 復旧フェーズにおける対策（発災後1週間目途）

（1）災害用トイレの確保

■都災害対策本部

- 災害用トイレの確保に関する広域的な調整等
- 水洗トイレの早期復旧を図る。
- 災害時に利用できるトイレを都民等へ情報発信することにより、復旧したアクセス可能なトイレを案内し、在宅避難を推進

■総務局・福祉局

- 区市町村のトイレの備蓄・整備状況の不足に応じて、道路啓開・応急復旧状況等を鑑みながら都の備蓄や協定締結先から携帯トイレや仮設トイレ等を調達し、物資を供給

■区市町村

- 避難所において、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。
- 水洗トイレの早期復旧を図る。

（2）災害用トイレの質の向上

■区市町村

- 避難の長期化に伴い多様化する避難者のニーズを踏まえ、快適で衛生的なトイレ環境への改善

（3）災害用トイレの運用体制の構築

■区市町村

- 避難の長期化に伴うトイレ環境の維持のため、避難所等の運営者の確保

■保健医療局

- 避難所等を開設する市町村（保健所設置市を除く）に対し、避難所等のトイレの衛生管理（清掃や消毒の方法、使用後の手洗い、ごみ保管場所の管理等）について、感染症まん延防止の観点から助言
- 特別区及び保健所設置市からの要請に応じて派遣対応

■環境局、総務局

- ごみ処理対策に関して広域的に協議

(4) ライフライン被害の軽減

■水道局

- 水道施設の復旧を実施
- 局で定める修繕範囲の給水装置の復旧を実施
- 宅地内配管等の早期復旧の支援に向けた、修繕事業者の対応可否情報の発信

■下水道局

- 下水道管の復旧対策の実施
- 水再生センター・ポンプ所等の復旧対策の実施
- 宅地内の排水管の早期復旧が円滑に行えるよう、相談窓口やインターネットにより、修繕事業者の対応可否情報を発信 など

■都、区市町村、関係機関（電力対策）

- 復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を実施

V. 区市町村における災害時のトイレ確保・管理計画の指針

1. 本指針の位置付け

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（令和6年12月改定、内閣府（防災担当））では、災害時のトイレを確保するためには、平時に災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備の推進や、災害時にトイレを調達するための手段の確立等、計画的に実施することが求められること、このために、「災害時のトイレ確保・管理計画」の策定が重要であることを位置付けている。

この取組に当たっての参考となるよう「区市町村における災害時のトイレ確保・管理計画の指針」を策定したものである。

区市町村において、本指針を参考に「災害時のトイレ確保・管理計画」を策定する際、併せて次の資料を活用されたい。

＜参考資料＞

- 指針別紙1：区市町村における災害時のトイレ確保・管理計画（ひな型）
 - 指針別紙2：災害用トイレ必要数計算シート
 - 指針別紙3：災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート
- ※別紙1～3は参考様式であり、各区市町村の実情に合わせて作成してください。

なお、区市町村の「災害時のトイレ確保・管理計画」の目次構成例を下表に示すが、各区市町村の実情に合わせて、目次構成とともに、掲載項目の加除について検討いただきたい。

表V-1 「災害時のトイレ確保・管理計画」の目次構成例

章	掲載項目
I. はじめに	1. 本計画の目的
	2. 本計画の位置付け
	3. 本計画で対象とする災害用トイレの種類と役割
	4. 本計画で対象とする施設
II. 現状と課題	1. 区市町村の概況と被害想定
	2. 時間経過に伴うトイレ利用環境の変化
	3. 災害時のトイレの確保状況
	4. 施設の耐震化や代替水等の現状
	5. 災害時のし尿処理体制
	6. 災害時トイレの確保・管理に関する取組と主要課題
III. 災害時のトイレ確保・管理方針	1. 基本方針
	2. 災害時のトイレ確保方針
	3. 災害時のトイレ管理方針
	4. 自助・共助の取組の普及啓発方針
IV. 計画の進捗管理等	1. 計画の進捗管理
	2. 計画の見直し

2. 災害時のトイレ確保・管理計画を策定する上でのポイント

本項では、「東京トイレ防災マスタープラン」を踏まえ、区市町村において「災害時のトイレ確保・管理計画」を策定する上でのポイントや、記載いただきたい内容の例について解説する。

具体的な作成イメージについては、「区市町村における災害時のトイレ確保・管理計画（ひな型）」を参照されたい。

（1）「I. はじめに」

1) 「1. 本計画の目的」

⌚ ポイント

- 本項では、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府（防災担当））や「東京トイレ防災マスタープラン」を踏まえ、計画の策定目的を区市町村において明確化し、記載する。
- また、本計画で対象とする関係者を明確化しておくことで、「III. 災害時のトイレ確保・管理方針」「IV. 計画の進捗管理等」などで記載すべき内容、役割分担も具体化されるため、本項の記載に際して留意いただきたい。
- 併せて、過去の災害でのトイレに係る被害状況や利用環境について、日本トイレ研究所の写真を用いながらコラム的に紹介すると、本計画の重要性も理解が進む。

<留意事項（例）>

- 本計画で対象とする関係者は、トイレ確保・管理に携わる区市町村の防災部局、都市・環境部局、健康・福祉・保健部局、教育委員会等のほか、施設管理者、避難所等の運営に携わる自主防災組織や地縁団体、災害時業務を支援する業界団体や協定締結事業者、地域住民や事業者などを想定する。
- 災害時のトイレに関する対応は、上下水道、し尿処理、環境衛生、福祉、教育、都市開発、各都立施設の管理等、複数の関連部署で行う必要があるため、役割分担の明確化及び総合調整を行う担当を定めることが重要である。
- 過去の災害でのトイレに係る被害状況や利用環境は、「東京トイレ防災マスタープラン」4～7ページのほか、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府（防災担当））2～4ページ、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」（国土交通省水管管理・国土保全局下水道部）6～8ページでも紹介されており、参考にされたい。

2) 「2. 本計画の位置付け」

② ポイント

- 本項では、災害時のトイレ確保・管理に関して、整合を図るべき国の指針、関連計画となる「東京都地域防災計画」や「東京トイレ防災マスタープラン」、区市町村地域防災計画のほか、連携を図るべき区市町村の関連計画、関連マニュアルでの記載事項を改めて確認の上、区市町村「災害時のトイレ確保・管理計画」の位置付けについて明確化する。
- なお、国の指針、上位計画、関連計画・関連マニュアルとの関係性を、図として作成し、掲載すると視覚的に分かりやすい。
- 併せて、区市町村の上位計画、関連計画などで位置付けられている、災害時のトイレ確保・管理に関する取組、取組目標（指標を含む）や進捗状況についても、この段階で整理しておくことが望ましい。

<確認資料（例）>

■整合を図る国の指針

- 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府（防災担当））
- 「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

■整合を図る関連計画

- 「東京都地域防災計画」「東京トイレ防災マスタープラン」
- 区市町村の地域防災計画

■連携を図る関連計画・関連マニュアル

- 区市町村の災害廃棄物処理計画、災害時支援計画、業務継続計画、下水道計画
- 避難所運営、災害時トイレの設置・運営、災害廃棄物処理などに係る関連マニュアル

など

3) 「3. 本計画で対象とする災害用トイレの種類と役割」

② ポイント

- 本項では、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ、災害対応型常設トイレなど、区市町村の地域防災計画において位置付けのあるトイレ、また、今後導入を検討している災害用トイレなどを整理する。
- さらに、発災後の時間経過を踏まえた災害用トイレの利用方法、利用上の留意点を整理する。

<確認資料（例）>

- 災害時に利用できるトイレ、利用上のメリット・デメリットは「東京トイレ防災マスタープラン」資料編「2. 災害時に利用できるトイレの種類・特徴」を参照。なお、災害用トイレの確保・整備に当たっては、トイレの質の向上及び都内区市町村の相互支援時の利便性向上等を図るために、考慮すべき仕様を満たすものが望ましい。
- 避難所・避難場所などにおける災害用トイレの利用シーン、フェーズに応じた主な災害用トイレの使用可否は、「東京トイレ防災マスタープラン」を参照
- 併せて、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府（防災担当））でも「災害時のトイレの種類」（13～19ページ）が確認できる。

4) 「4. 本計画で対象とする施設」

💡 ポイント

- 本項では、区市町村「災害時のトイレ確保・管理計画」において、地域防災計画を踏まえ、災害用トイレを確保すべき対象施設を整理する。
- 必要に応じて、区市町村の災害対応上、活動機能を確保することが必要な施設について、検討の対象とする。
- 併せて、下水道施設の耐震化の概況について確認する。

<対象施設（例）>

- 避難所・避難場所に指定されている施設／一時集合場所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションに位置付けられている施設／そのほか地域住民等の要請により開放が想定される公的施設／公衆トイレ／公道や民有地に設置するマンホールトイレ
- 災害対策本部や地域拠点を設置する施設／災害時の活動拠点となる施設

(2) 「II. 現状と課題」

1) 「1. 区市町村の概況と被害想定」

💡 ポイント

- 本項では、発災後の被災者のトイレニーズを踏まえ、災害時のトイレ確保に係る対策を検討する上で、基礎資料として、区市町村の概況については、人口特性や地区特性を整理する。また、「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書」から、当該区市町村における被害想定について整理する。

<記載内容（例）>

- 区市町村の概況として、人口（日本人／外国人、夜間人口／昼間人口、年少人口／生産年齢人口／老人人口）、世帯数など基礎情報を整理する。併せて、地区特性として、業務・事務所機能や集客施設の集積状況、戸建て住宅や集合住宅（高層マンションを含む）の分布状況、密集市街地の状況などを地区別に整理する。
- また、区市町村において、本計画で対象とする施設として、避難所、避難場所、一時集合場所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション、そのほか地域住民等の要請により開放が想定される公的施設、公衆トイレにおけるトイレ基數（内数として災害対応型常設トイレの基數を含む。）、公道や民有地に設置するマンホールトイレの基數とともに、その分布状況について整理する。併せて、備蓄している携帯・簡易トイレの使用可能回数、備蓄あるいは調達による仮設トイレや自己処理型トイレの基數などについて整理する。
- 被害想定として、「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書」（東京都防災会議、令和4年5月）を踏まえ、都の想定地震のうち、区市町村において最も被害の大きい想定地震を対象として、フェーズごとの避難者数（避難所避難者数、避難所外避難者数）や帰宅困難者数、下水道管きょ被害率、上水道断水率、電力停電率など、災害時のトイレ確保・管理計画を策定する上で参考となるデータを整理する。

2) 「2. 時間経過に伴うトイレ利用環境の変化」

② ポイント

○本項では、区市町村の概況と被害想定を踏まえ、また、都の「身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相」を参考しながら、当該区市町村において想定される、時間経過に伴うトイレ利用環境の変化について、考察する。

<記載内容（例）>

- 「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書」と併せて公表されている、「身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相」から、発災後からの時間経過に伴い変化する、被災者を取り巻く状況、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動きについて、トイレ利用環境に係る内容を整理する。
- 「東京トイレ防災マスタープラン」本編では、「水洗トイレが使用不可能となる主な原因」（7ページ）、「各エリア、フェーズの被害の想定」（8～11ページ）を整理しているので、併せて参照されたい。

3) 「3. 災害時のトイレの確保状況」

② ポイント

○本項では、災害時のトイレの確保状況を把握するため、災害時のトイレの必要確保基數と、ライフゲイン被害があった際にも利用できるトイレの基數を比較し、過不足状況を算定する。

○災害用トイレを適切な場所に配置する指標として「災害時トイレ空白エリア」を、災害時における各施設のトイレ環境の適切性を評価する指標として「各施設のトイレ充足度」を把握する。

<記載内容（例）>

- 「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書」から整理した避難所避難者数・避難所外避難者数とともに、災害時にトイレ利用の想定される在宅避難者数を適宜、試算し、災害時のトイレの必要確保基數を算定する。
- 灾害時のトイレの必要確保基數と、仮設トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ、災害対応型常設トイレ等、ライフゲイン被害があった際にも利用できるトイレの基數を比較し、過不足状況を算定する。
- 各区市町村の実情に合わせて、適宜「指針別紙2 災害用トイレ必要数計算シート」を用いながら算定されたい。

【災害用トイレの確保基數・回数】

- 災害発生当初（1日～1週間）は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合（1週間以降）は、避難者約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。
- 携帯・簡易トイレは、主に災害発生直後（1～3日）、それ以後は災害用トイレを補完する形で、避難者1人当たり5回／日分を確保する。

- 併せて、仮設トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ、災害対応型常設トイレ等、ライフライン被害があった際にも利用できるトイレの分布状況から、「災害時トイレ空白エリア」「各施設のトイレ充足度」を把握する。

【災害時トイレ空白エリア】

- 災害用トイレを適切な場所に配置する指標として、災害時に使用できるトイレがある施設の徒歩約5分圏（半径250m円）外を災害時トイレ空白エリアとした。

【各施設のトイレ充足度】

- 災害時に使用できるトイレがある施設のトイレ充足度を評価する指標として、施設のトイレを利用する事が想定される利用者数を、設置されている災害用トイレの基数で割ることで算出した。

※ 詳細は資料編「3. 都内の災害用トイレの状況」を参照

4) 「4. 施設の耐震化や代替水等の現状」

④ ポイント

○本項では、施設の耐震化の状況、災害対応型常設トイレなどが設置されている施設においては、代替水等の確保状況について整理する。

<記載内容（例）>

- 区市町村において本計画で対象とする施設とともに、下水道施設の耐震化の状況について整理する。
- 被災後、断水した場合、災害対応型常設トイレが設置されている施設では、学校のプール、雨水貯留、非常災害用井戸等の代替水を利用して、トイレを使用することとなる。また、マンホールトイレについては、水洗用水の確保も必要である。このため、設置箇所や貯水量とともに、ポンプの設置状況など取水方法を整理する。

5) 「5. 災害時のし尿処理体制」

⑤ ポイント

○本項では、区市町村の災害廃棄物処理計画など関連計画を踏まえ、災害時のし尿処理体制について整理する。

<記載内容（例）>

- 区市町村の災害廃棄物処理計画など関連計画を踏まえ、下水道施設が被害を受けた場合のトイレ利用に係る対応、避難所や各家庭・事業所等からの災害用トイレの分別排出、し尿処理実行計画の作成、収集運搬体制の確立（協定先への要請を含む。）、都への応援要請（し尿運搬車両、救援物資等）、し尿のくみ取り搬入など、関連計画での位置付けを整理する。

6) 「6. 災害時トイレの確保・管理に関する取組と主要課題」

② ポイント

○本項では、本計画の「III. 災害時のトイレ確保・管理方針」を策定する上で、区市町村におけるこれまでの災害時トイレの確保・管理に関する取組を踏まえ、主要課題を整理する。

<記載内容（例）>

- これまで、区市町村において、災害時のトイレの確保・管理に関して取り組んできた対策、また、本計画の策定に当たり前項までの整理結果を踏まえ、災害時のトイレ確保、災害時のトイレ管理、地域住民等を対象とした自助・共助の取組の普及啓発などの視点から、主要課題を整理する。
- 主要課題の整理に際して、避難所避難者、避難所外避難者、帰宅困難者数が多く想定される地区など、地区特性も踏まえて、整理する。
- また、過去の災害でのトイレの利用環境に関する課題について参考にする（「東京トイレ防災マスタープラン」4～7ページのほか、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府（防災担当））2～4ページ、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」（国土交通省水管管理・国土保全局下水道部）6～8ページを参考にされたい）。

（3）「III. 災害時のトイレ確保・管理方針」

1) 「1. 基本方針」

② ポイント

○本項では、区市町村における災害時のトイレ確保・管理方針について、「東京トイレ防災マスタープラン」を参考として、「基本方針」「対策の方向性」「到達目標」などを整理する。

○なお、区市町村の「災害時のトイレ確保・管理計画」は、「東京トイレ防災マスタープラン」の関連計画であり、都の基本方針などを準用することを妨げない。

<都における基本方針>

- **方針1** 災害時に必要なトイレを適切な場所に十分な数量確保する
- **方針2** 災害時に誰もが快適で衛生的な質の高いトイレを利用できる環境を整備する

<都の対策の方向性>

- 災害用トイレの確保／災害用トイレの質の向上／災害用トイレの運用体制の構築／ライフライン被害への対策／自助の推進／共助の推進／マンション防災の推進
- ※本指針では、「災害時のトイレ確保方針」「災害時のトイレ管理方針」「自助・共助の取組の普及啓発方針」で項目をくくり直し、以降、計画作成上のポイントなどを解説している。

<都における到達目標>

■2030年度（令和12年度）まで

- 全区市町村における災害時トイレ確保・管理計画の策定
- 災害用トイレを保有する全施設におけるアセスメントの実施
- 災害時トイレ空白エリアを解消
- 都民の携帯トイレの備蓄率（3日分）50%

■将来的な到達目標

- 災害用トイレを保有する全施設におけるトイレ充足度の向上
- フェーズに応じた避難者数に対する災害用トイレの不足状況の解消
- 災害用トイレを保有する全施設における質の高いトイレ環境の実現

2) 「2. 災害時のトイレ確保方針」

① ポイント

- 本項では、災害時のトイレ確保方針について整理する。
- 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ、災害対応型常設トイレ等、ライフライン被害があった際にも利用できるトイレについて、フェーズ、利用シーン、地区特性を踏まえ、確保方針を検討する。
- また、質の高いトイレを災害時に利用できる環境を整備することに留意し、対策を検討する。

<検討内容（例）>

- 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ、災害対応型常設トイレ等、ライフライン被害があった際にも利用できるトイレについて、フェーズ（発生～3日間／～1週間／～2週間／～1か月／1か月～）を踏まえ、利用シーンとして避難所や避難場所・自宅・外出先、区市町村の地区特性に応じて想定される被害状況も考慮の上、確保を進めるべきトイレの種類について整理する。
- 特に、災害時のトイレの確保に際し、マンホールトイレをはじめとする発災時に有効で、質の高い災害用トイレの整備（下水道接続、浄化槽接続、便槽接続など）に努めるとともに、周辺の照明など防犯面に配慮したトイレ周辺環境の整備、下水道・接続部等の耐震化、水洗用水の確保方針などについて整理しておくこととする。
- なお、予防、応急、復旧フェーズごとに「東京トイレ防災マスターplan」を参考として、区市町村における対策を整理する。また、「指針別紙3 災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート」を用意しているので、各区市町村の実情に合わせ、適宜、アセスメントシートを用いながら検討されたい。
- そのほか、対策の検討に際し、他の地方公共団体での取組事例を適宜、参考にする（資料編「4. 参考事例」を参照）。

3) 「3. 災害時のトイレ管理方針」

💡 ポイント

- 本項では、災害時のトイレ管理方針について整理する。
- 災害用トイレの使用手順とともに、運用ルールの明確化による環境衛生の維持、女性・子供・要配慮者など多様な利用者への配慮などに留意し、対策を検討する。

<記載内容（例）>

- 被災者に対する携帯トイレの使用手順、避難所等運営者に対する各種災害用トイレの使用優先順位や携帯トイレ・簡易トイレ・組立式仮設トイレ・マンホールトイレの設置方法などについて整理する。
- 避難所等運営者や被災者に対するトイレの清掃・利用上の注意事項、衛生確保に係る注意事項を整理する。
- 女性・子供・要配慮者など、多様な利用者を想定した対策を整理する。
- なお、予防、応急、復旧フェーズごとに「東京トイレ防災マスターplan」を参考として、区市町村における対策を整理する。また、「指針別紙3 災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート」を用意しているので、各区市町村の実情に合わせ、適宜、アセスメントシートを用いながら検討されたい。
- そのほか、対策の検討に際し、他の地方公共団体での取組事例を適宜、参考にする（「東京トイレ防災マスターplan」資料編 参照）。

4) 「4. 自助・共助の取組の普及啓発方針」

💡 ポイント

- 本項では、自助・共助の取組の普及啓発の方針について整理する。
- 都民や事業者を対象として、日常備蓄や災害時のトイレの利用方法などに関する知識の普及啓発、災害用トイレを設置・維持管理できる人材の育成について検討する。

<検討内容（例）>

- 自助の取組として、都民や事業者を対象として、携帯・簡易トイレ等の日常備蓄の促進、災害時のトイレの利用方法（点検方法を含む。）、災害用トイレの設置箇所など、普及啓発事項を整理する。
- 共助の取組として、避難所等における訓練実施など、災害用トイレを設置・維持管理できる人材の育成について整理する。
- なお、予防、応急、復旧フェーズごとに「東京トイレ防災マスターplan」を参考として、区市町村における対策を整理する。また、「指針別紙3 災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート」を用意しているので、各区市町村の実情に合わせ、適宜、アセスメントシートを用いながら検討されたい。
- そのほか、対策の検討に際し、他の地方公共団体での取組事例を適宜、参考にする（「東京トイレ防災マスターplan」資料編 参照）。

(4) 「IV. 計画の進捗管理等」

1) 「1. 計画の進捗管理」

④ ポイント

- 本項では、区市町村「災害時のトイレ確保・管理計画」の進捗管理方法を検討し、記載する。「東京トイレ防災マスターplan」では、東京都における到達目標を設定しており、参考にされたい。
- また、到達目標の達成に向け、上位計画や関連計画との整合・連携を図りながら、アクションプランの作成、当該プランに基づく管理も考えられる。
- 区市町村の実情に応じて、計画の進捗管理方法を検討する。

<都における到達目標>

■2030年度（令和12年度）まで

- 全区市町村における災害時トイレ確保・管理計画の策定
- 災害用トイレを保有する全施設における運用アセスメントの実施
- 災害時トイレ空白エリアを解消
- 都民の携帯トイレの備蓄率（3日分）50%

■将来的な到達目標

- 災害用トイレを保有する全施設におけるトイレ充足度の向上
- フェーズに応じた避難者数に対する災害用トイレの不足状況の解消
- 災害用トイレを保有する全施設における質の高いトイレ環境の実現

2) 「2. 計画の見直し」

💡 ポイント

- 本項では、上位計画や関連計画の改定、計画の進捗状況などを踏まえながら、本計画の見直しのタイミングを検討し、記載する。
- また、PDCAサイクルの徹底など、本計画の進捗管理と見直しの時期を判断するためのシステムを位置付けるなどの方法も考えられる。

<見直しのタイミング（例）>

- 区市町村の地域防災計画や関連計画の改定に合わせた見直し
 - 本計画に基づく対策の進捗状況を考慮した見直し
 - 本計画で対象とする施設の改築・改修、新設状況を踏まえた見直し
 - 災害時のトイレ確保・管理に係る防災関係機関との訓練成果を踏まえた見直し
 - 新たな災害教訓を踏まえた見直し
- など

VI. プランの進捗管理等

都は、本プランの実効性を高めるため、具体的な施策をまとめた実行計画を作成の上、個々の取組について目標を設定し、指標化するとともに、トイレ対策の総合調整部門が中心となって、定期的に進捗管理や見直しを行う。

本プランは、以下の PDCA サイクルにより推進する。計画の見直しについては、本計画の中間年である 2030 年度（令和 12 年度）に実施することを基本としながら、「IV. 対策」で設定した到達目標の進捗状況とともに、地域防災計画の改定などを踏まえ、適宜、見直していくものとする。

Plan

